

支部だより

第141号〈公39号〉[平成30年 3月 9日発行]

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp/> メールアドレス seibu@takuken.or.jp

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

早春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、協会並びに支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。「支部だより」第141号を発行致しました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

平成29年度第6回支部理事会〔理事数40名、監事数2名内、出席数36名、委任状3名〕が、平成30年2月8日（木）15時より、川越東武ホテルにて開催されました。議案は、平成30年度支部定時総会、新年賀詞交歓会、各市町における不動産無料相談所開設日程及び相談員割当について他、重要な案件が審議されました。

引き続き、16時より「平成30年度支部定時総会」が開催されました。支部定時総会開催にあたり、出席方返信はがきの提出にご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。

平成30年度支部定時総会の審議事項等、その要点をご報告致します。

52期支部定時総会〔会員数664名、出席数56名、委任状441名〕は、議長に荒川幸夫氏と船津輝佳氏が選出され、議事が進められました。

報告事項については、奥山 寛支部副専務理事より、報告されました。

審議事項については、第1号議案 平成30年度事業計画書（案）承認の件

第2号議案 平成30年度収支予算書（案）承認の件

第3号議案 役員改選の件

第1、3号議案について、須澤賢二支部専務理事より詳細にわたり、提案理由を説明されました。第2号議案について、村田保総務財務委員長より詳細にわたり、提案理由を説明されました。各議案について採決が行われ、挙手多数により、原案どおり可決決定されました。

「支部定時総会」終了後、引き続き「新年賀詞交歓会」（参加者161名）が開催されました。その様子は、支部HPに掲載しております。どうぞご覧ください。

平成30年度も、支部・地区においての事業活動を計画しておりますのでご参加願います。事業計画書（案）、収支予算書（案）、役員改選の件につきましては、各支部とりまとめの上、本部総会に提案されることとなります。尚、本部総会は、平成30年5月29日（火）14時より、浦和ロイヤルパインズホテルにて開催予定となっております。

〈宅建業免許更新期限を迎える方〉

宅建業免許更新、提出期間経過で免許失効！

免許権者への提出期間は、

免許満了日の90日前から30日前まで
(協会経由：100日前から50日前まで)

※証紙は協会本部にて販売しております。

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、
埼玉県建築安全課 HP から！

〈アクセス方法〉

埼玉県庁 HP→建築安全課→宅地建物取引業→
業者免許の申請・届出（書式ダウンロード）

※支部経由の場合は、別途書類有、ご連絡を！

[入会者] (平成29年12月11日～平成30年3月9日)

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	絢エステート	川村千代子	坂戸市森戸 447	049-285-0316	049-285-0318
2	アイル・プロパティーズ(株)	山野賀子	坂戸市関間 4-12-12-1202	049-298-4886	049-298-4889
3	(有)シーエムアイ	池澤 久	富士見市東大久保 371-2	049-256-7470	049-256-7473
4	(株)Create	篠江慶祐	坂戸市清水町 4-5	049-298-8533	049-298-8532
5	田村ハウジング(株)	田村健太郎	ふじみ野市亀久保 1136-73	049-293-4463	049-293-4464

[退会者] (平成29年12月11日～平成30年3月9日)

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	(株)都市開発 コンサルタンツ	東松山	期間満了	4	(株)ファミリーホーム	川越	廃業
2	飛鳥商事(有)	鶴ヶ島	廃業	5	田村ハウジング	ふじみ野	組織替
3	三福不動産	東松山	廃業				

会員数 664名 (平成30年3月9日現在)

《平成27年度より、会費等の納入方法が変更になりました。ご注意を！！》

平成30年度会費等は、下記により預金口座より振替させていただきます。

◆口座振替日 平成30年 7月 2日 (月) のみ

◆振替金額 **67,800円**

- ・宅建協会費 4,800円×12ヶ月=57,600円
- 内訳 ・保証協会費 500円×12ヶ月= 6,000円
- ・埼政連会費 350円×12ヶ月= 4,200円 (代表者個人より)

※領収証をご希望の方は、支部までお申し出下さい。

※口座振替日は、1回のみとなりますのでご注意ください。(再振替はございません)

「宅建協会」と「保証協会」の会員権一体性の確保に伴う改正により、一括して全額納付して頂くことになりました。ご理解とご協力をお願い致します。

業の廃止等を検討されている方は、早めのご対応と、支部までのご連絡をお願い致します。

4月1日以降になりますと、1年分の会費を納入していただくこととなります。

毎年4月1日現在に会員資格を有する会員は、毎事業年度の会費全額を、6月末日までに納入しなければなりません。 ~定款施行規則より~

《改訂版報酬額表送付のお知らせ》

この度、宅建業法が規定する報酬告示が改正され、平成30年1月1日より施行されました。つきましては、1月分の会員直送便に改訂版の報酬額表を同封致しましたので、必ず公衆の見やすい場所に掲げるとともに、旧報酬額表につきましては適宜処分願います。

◆平成29年度会員直送便の実施予定月

4・6・7・9・11・12・H30年1・3月 (年8回)

以上